

### 消防法に基づく火災感知設備及び誘導灯工事について

昨年12月に消防法に基づく定期点検(半年点検)を実施のところ、旧トイレ室の用途変更、防護カバー及び遮熱板の設置に伴い、火災感知設備の増設が必要であること、また、避難通路でないところに誘導灯が設置されていることが判明した。

本件について、所轄消防に相談した結果、速やかな対応措置を要請されており、防火安全対策を早期に実現するべく当該工事を実施したい。

なお、対応工事までの期間中、消防からのご指導に基づき、パトロール回数を増加することによる監視強化を実施している。

#### 【経緯】

- ・ 2021年12/4(土)～5(日)半年点検を実施し12/5(日)に点検業者から点検結果の報告を受ける
- ・ 2022年1/18(火)点検業者から所轄消防に提出する正式な報告書を受領
- ・ 2022年1/24(月)所轄消防にご相談

#### 【対象箇所】

##### ① 火災感知設備(4か所)

##### ➤ 【4次申請】転換工場 トイレ室(1個増設)

従来はトイレ室としていた箇所を物置に変更した。設工認申請の段階では、当該箇所の用途を従来通りトイレ室としていたため、火災感知設備の設置が免除されるところと考えていたが、用途をトイレ室ではなく物置としたことから火災感知設備の設置が必要となった。

##### ➤ 【4次申請】除染室分析室 トイレ室(1個増設)

転換工場 トイレ室と同様。

##### ➤ 【4次申請】転換工場 原料倉庫(5個増設)

転換工場の原料倉庫にUF6防護を目的としたUF6防護カバーを設置した。設工認申請の段階では、防護カバーで覆われた区域への火災感知設備の設置が考慮されなかったため、火災感知設備の設置が必要となった。

➤ 【6次申請】第2廃棄物処理所 プレス室（1個増設）

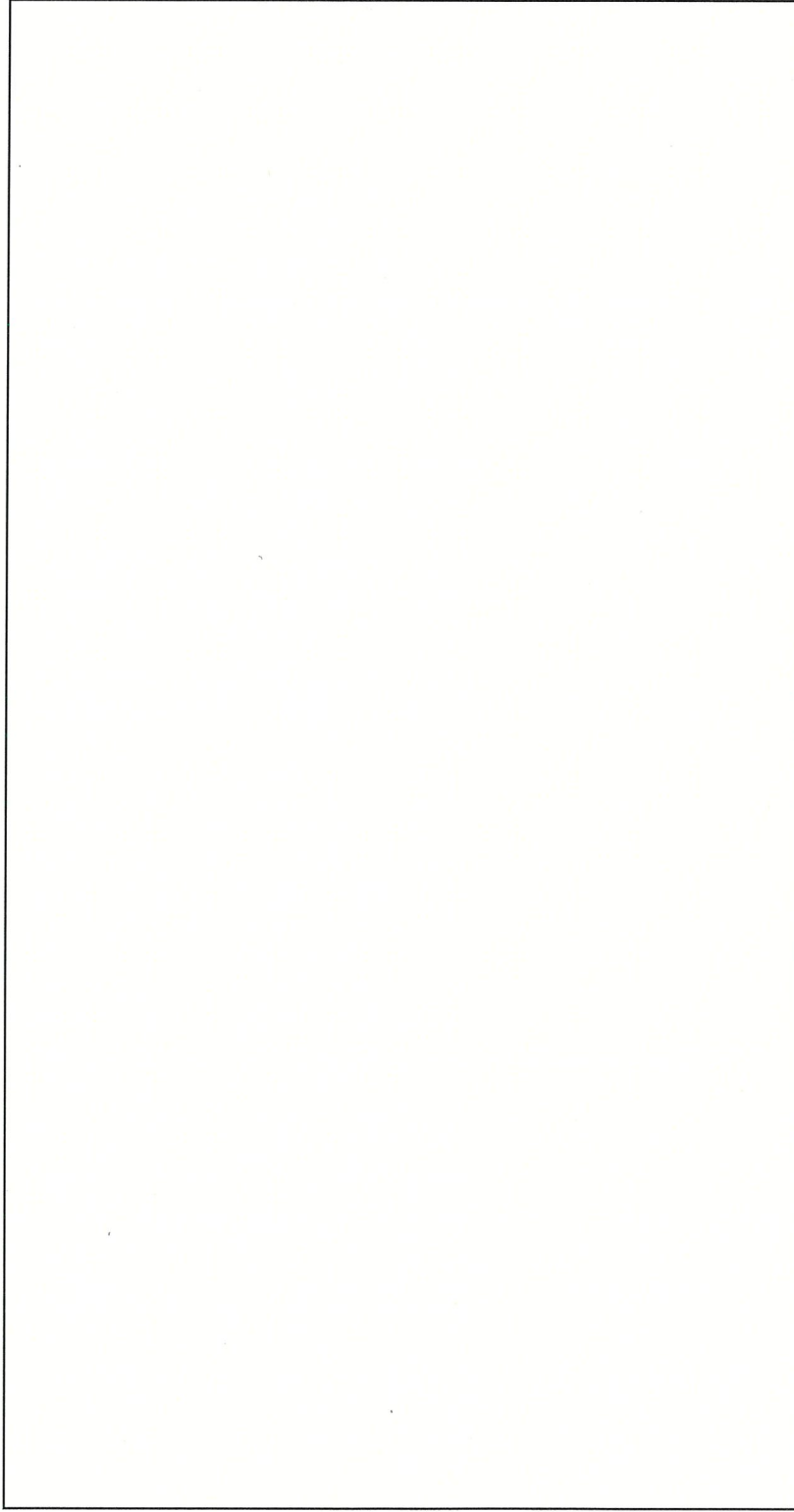
第2廃棄物処理所のプレス室に火災対応を目的とした遮熱板を設置した。設工認申請の段階では、遮熱板で覆われた区域への火災感知設備の設置が考慮されなかったため、火災感知設備の設置が必要となった。

② 誘導灯（1か所）

➤ 転換工場2階機械室

避難口に設定している扉が耐震工事で開けることが出来なくなり、新たな扉を設置した。設工認の段階では、新たな扉への避難口誘導灯の設置が考慮されなかったため、避難口誘導灯を移設するとともに、従来の扉に通路誘導灯の追加が必要となった。

以上



凡例

○ : 熱感知器 (46個)

Ⓟ : 発信機 (P型 8個)

Ⓛ : 警報設備(ベル) (9個)

▨ : 別建物

(52個)

転換工場1階

□ : 空気管式感知器 (空気管)

⊠ : 空気管式感知器 (感知器 4基)

工場棟 転換工場 自動火災報知設備  
火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (1/3)

名	工場棟	工場棟
称	転換工場	転換工場
番	図り建-23	工場棟 転換工場



除染室・分析室1階

凡例

○ : 熱感知器 (20個)

⊗ : 煙感知器 (1個)

⊙ : 発信機 (P型 2個)

⊕ : 警報設備 (ベル) (3個)



: 別建物

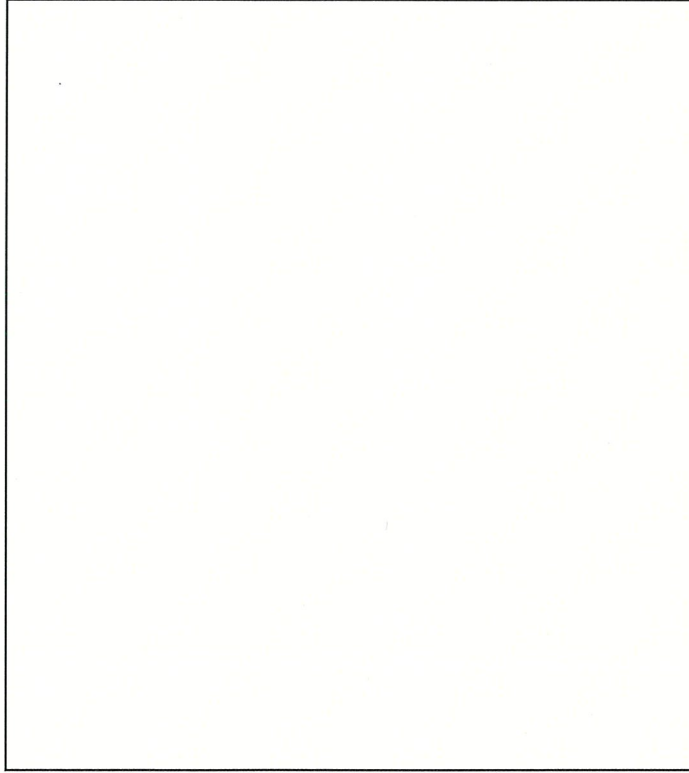


: 空気管式感知器 (空気管)



: 空気管式感知器 (感知器 6基)

名称	付属建物 除染室・分析室 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備
図番	付属建物 除染室・分析室 図リ建-34



凡例

○ : 熱感知器 (7個)

☒ : 空気管式感知器 (感知器 1基)

--- : 空気管式感知器 (空気管)

Ⓢ : 煙感知器 (2個)

(8個)

Ⓟ : 発信機 (P型 1個)

Ⓣ : 警報設備 (ベル) (1個)

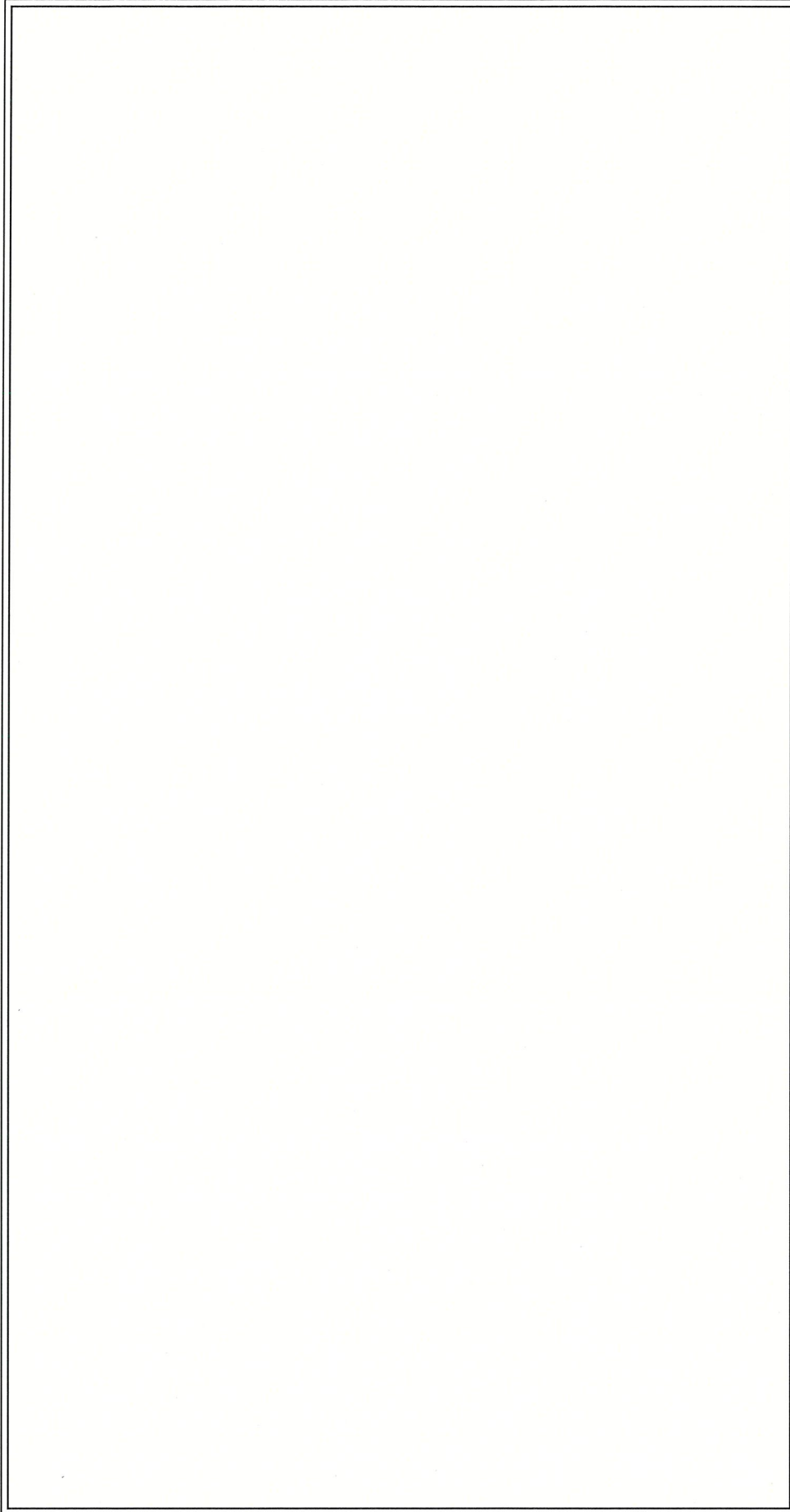
▨ : 別建物

名 自動火災報知設備

称 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (第2廃棄物処理所 1F)

図 非-3-6 付属建物

番 第2廃棄物処理所



凡例

- ⊗ : 誘導灯(避難口誘導灯) (6個)
- : 誘導灯(通路誘導灯) (8個)
- : 非常用照明 (9台)
- ▨ : 別建物
- ▭ : 次回以降申請

- ▨ : 安全避難通路
- \* : 避難口
- ⊗ : 分電盤
- ⊗ : 吹抜け

転換工場2階

名称	工場棟 転換工場 緊急対策設備 (1)
図番	非常用照明、誘導灯、安全避難通路 (2/3) 図り建-2 工場棟 転換工場